

5 液化石油ガス設備工事関係

(1) 液化石油ガス設備工事届

多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物であつて、次に掲げるものに係る供給設備（貯蔵能力が500kgを超えるもの）の設置又は変更の工事を行ったときは、遅滞なく、当該施設又は建築物の所在地を管轄する知事に届け出なければなりません。（法第38条の3）

- ①劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設
- ②キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設
- ③貸席及び料理飲食店
- ④百貨店及びマーケット
- ⑤旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅
- ⑥病院、診療所及び助産所
- ⑦小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校
- ⑧図書館、博物館及び美術館
- ⑨公衆浴場
- ⑩駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）
- ⑪神社、寺院、教会その他これに類する施設
- ⑫床面積の合計が1000平方メートル以上である事務所（前各号に該当するものを除く。）

なお、届出届出対象となる工事は下記のとおりです。

・新設工事

・変更工事

- ①供給管の延長を伴う工事
- ②貯蔵設備の位置の変更を伴う工事
- ③貯蔵能力の増加を伴う工事

また、既に設置されている設備で供給事業者が変更になった際、設備追加や変更工事を伴わない場合、届出は不要です。

＜届出書及び添付書類＞

- ①液化石油ガス設備工事届書（様式第48）
- ②供給設備の設置状況に関する書類（別紙様式1）
- ③付近見取り図
- ④工事の内容及び当該工事に係る配管平面図、アイソメ図
- ⑤工事を行った設備士免状の写し
- ⑥気密試験結果
- ⑦特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の写し（バルク貯槽による供給の場合）
- ⑧特定液化石油ガス設備工事開始届の写し（県外で届出をしている事業者の場合）

〈注意事項〉

①共同住宅とは、アパート、マンション等の集合住宅であって、同一建築物内に3世帯以上入居する構造のものをいい、床面積の広さ及び資材が木造であるか、鉄筋又は鉄骨であるかは問いません。

〈提出部数〉

2部（事業所控えが必要な場合3部提出）

(2) 特定液化石油ガス設備工事事業開始届

次の液化石油ガス設備工事（供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事）の事業を行う場合は、事業所ごとに事業の開始の日から30日以内に届け出なければなりません。（法第38条の10）

①硬質管相互の接続に係る工事（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものと除く。）

②次の器具等と硬質管の接続に係る工事（アからエまでの器具の同一形式のものとの交換に係るものと除く。）

- ア 気化装置
- イ 調整器
- ウ ガスマーテー
- エ 自動ガス遮断器
- オ バルブ
- カ ガス栓

なお、届け出なければならない事項は、次のとおりです。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②事業所の名称及び所在地
- ③特定液化石油ガス設備工事に係る記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法

〈届出書〉

①特定液化石油ガス設備工事事業開始届書（様式第56）

②次の事項を記載した書面

- ア 液化石油ガス設備士の氏名及び液化石油ガス設備士免状の番号
- イ 自記圧力計の数

〈注意事項〉

①事業の開始とは、特定液化石油ガス設備工事について契約を締結することをいいます。

②特定液化石油ガス設備工事であって、次の工事をしたときには工事をした設備等に事業者の名称等を表示するとともに、工事記録の保存が必要となります。

- ア 2以上の消費設備に液化石油ガスを供給するための供給設備の設置又は変更
- イ ガスマーテーと一の末端ガス栓との間の配管の長さが4メートル以上となる消費設備の設置又は変更

③記録する事項は次のとおりです。

- ア 特定液化石油ガス設備工事の注文者の氏名又は名称及び住所
- イ 特定液化石油ガス設備工事の内容、施工場所及び施行年月日
- ウ 特定液化石油ガス設備工事に従事した液化石油ガス設備士の氏名
- エ 施工後の気密試験の結果

③配管図面の保存の場所は、例えば、○○設備工事店の事務所の戸棚又はロッカー等と具体的に記載してください。

④分類の方法は、記録については、例えば、カードに記載して液化石油ガス設備工事をした消費者名をアイウエオ順に分類して保存するとか、配管図面については、施工工事の日付順にかつ記録と対応してアイウエオ順に分類整理する等の方法を具体的に記載してください。

(3) 特定液化石油ガス設備工事事業変更届

特定液化石油ガス設備工事事業開始届により届け出た事項に変更があった場合は、遅滞なく、届け出なければなりません。(法第38条の10第2項)

事業開始届の添付書類に記載された事項の変更についても同様です。

＜届出書及び添付書類＞

- ①特定液化石油ガス設備工事事業変更届書(様式第57)
- ②代表者の氏名の変更の場合
 - ・登記事項証明書
- ③液化石油ガス設備士の変更
 - ・新たな液化石油ガス設備士の免状の写し
(講習の受講記録の部分についても写しを添付)

(4) 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届

特定液化石油ガス設備工事の事業を廃止したときは、遅滞なく、届け出なければなりません。

＜届出書＞

特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書(様式第58)

別紙

設備工事の内容等

工事の種類				
工事年月日				
工事従事者 氏名	氏名	設備士免状番号	氏名	設備士免状番号
完成検査 実施者名				
気密試験 結果	供給管等内容積 <small>リットル</small>		圧力 <small>kPa</small>	気密試験保持時間 <small>分</small>
	火気の種類及び距離	種類		距離 <small>m</small>
貯 蔵 設 備	腐食防止措置	有・無		
	転落、転倒防止措置	鎖・ロープ・その他()		
	40°C以下対策	屋根・遮へい板・その他()		
	保安距離	第1種保安物件まで m・第2種保安物件まで m		
	調整器メーカー・型式			
供 給 管	高圧部 材質			
	中圧部 材質			
	低圧部 材質	埋設管		露出管
氣化装置		有・無	ガス発生能力	<small>kW</small>
安全装置		1		
		2		
		3		
		4		
		5		

別紙（容器）

供給設備の技術上の基準

1. 保安距離	① 第1種保安距離（法定 保安物件の名称	m・障壁設置	m) 実際距離	m
	② 第2種保安距離（法定 保安物件の名称	m・障壁設置	m) 実際距離	m
2. 障壁	① 障壁の構造 材料	寸法（高さ）	cm（厚さ）	cm
	② 扉の構造 材料		cm	
	③ 扉の補強 等辺山形鋼（枠）	mm× mm (内)	mm× mm	
	間隔（縦） cm (横)		cm	
3. 火気等との距離	① 火気等の種類	火気等との距離	m	
	② 火気距離 障壁（材料）	高さ	m	
4. 滞留防止	① 貯蔵設備面積	m ² 法定換気口面積	cm ²	
	② 実際の換気口面積		cm ²	
5. さく、へい等の設置	さく、へい等の種類			
6. 警戒標	① 掲示位置			
	② 表示内容			
7. 消火設備	① 粉末消火器			
	② その他			
8. 軽量な屋根等	① 屋根の場合 その材料			
	② 遮へい板の場合 その材料			
9. 転倒防止等の措置				
10. 腐食防止措置				

※貯蔵能力1,000kg以上3,000kg未満の場合に添付すること。

別紙（バルク貯槽）

バルク供給設備の技術上の基準

1. 貯槽の設備状況	
2. 貯槽の適合性	特定設備検査合格証・特定設備基準適合証・規則19条第3号イからヘ
3. 保安距離	<p>① 第1種保安距離 (法定 m 構造壁等又は埋設設置 m) 実際距離 m 保安物件の名称</p> <p>② 第2種保安距離 (法定 m 構造壁等又は埋設設置 m) 実際距離 m 保安物件の名称</p>
4. 構造壁等	壁の構造 材料 寸法 (高さ) m (幅) m
5. 貯槽の表示	
6. 腐食防止措置	
7. 転倒防止等の措置	
8. プロテクター内のガス漏れ検知器の設置等	
9. 火気等との距離	<p>① 火気等の種類 火気等との距離 m</p> <p>② 火気距離が2m以内 防火壁等の設置の有無</p>

※貯蔵能力500kg超え1,000kg未満の場合添付すること。

6 液化石油ガス設備士関係

(1) 液化石油ガス設備士免状交付申請

液化石油ガス設備士免状は、次の表の左欄のいずれかに該当する者が交付を受けることができます。免状の交付を受けようとするときは、それぞれ右欄の都道府県知事に申請しなければなりません。

交付の要件	申請先
①液化石油ガス設備士試験に合格した者	試験を実施した都道府県知事
②液化石油ガス設備工事士講習の課程を修了した者	居住地を管轄する都道府県知事
③上2欄に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者	認定を行った都道府県知事

<申請書及び添付書類>

- ①液化石油ガス設備士免状交付申請書（様式第51）
- ②交付の要件（上表の左欄）に該当することを証する書面
- ③写真2枚

- ア 縦横それぞれ2.5センチメートルのもの
- イ 申請前6月以内に撮影した無帽かつ正面半身像の無背景のもの
- ウ 裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること

(2) 液化石油ガス設備士認定申請

免状の交付の要件③の「認定」によって液化石油ガス設備士免状の交付を受けようとする者は、次の要件に該当することを証明する書類及び履歴書を添えて、知事に申請しなければなりません。

- ①次の条件のいずれかに該当すること
 - ア 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であって、液化石油ガスの配管設備の工事に通算して1年以上従事した経験を有するもの
 - イ 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中等学校において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であって、配管設備の工事に通算して2年以上の経験があるもの
 - ウ 経済産業大臣が行う配管工事に関する講習の課程を修了した者であって、配管設備の工事に通算して1年以上従事した経験を有するもの
 - エ 経済産業大臣又は都道府県知事がこれらと同等以上の知識経験を有する認めた者
- ②高压ガス保安協会が行う液化石油ガス設備工事に関する講習の課程を修了した者

<申請書及び添付書類>

- ①液化石油ガス設備士認定申請書（様式第50）
- ②認定の要件に該当することを証する書類
- ③履歴書

(3) 液化石油ガス設備士免状再交付申請

免状を汚し、損じ、又は失ってその再交付を受けようとするときは、再交付申請をしなければなりません。

＜申請書及び添付書類＞

- ①液化石油ガス設備士免状再交付申請書（様式第53）
- ②汚し又は損じた免状
- ③写真2枚（新規の交付申請の場合と同様）

＜注意事項＞

免状を失って再交付を受けた者が、失った免状を発見したときは、その免状を提出しなければなりません。

(4) 液化石油ガス設備士免状書換え申請

液化石油ガス設備士免状の記載事項に変更を生じたときは、免状の書換えを申請しなければなりません。

＜申請書及び添付書類＞

- ①液化石油ガス設備士免状書換え申請書（様式第54）
- ②書換えの理由を証明する書類
- ③液化石油ガス設備士免状

《注意事項》

現在、茨城県では、免状の交付事務について、高圧ガス保安協会試験センターに委託していますので、申請書の提出先は試験センターとなります。

【免状関係申請書の提出先】

高圧ガス保安協会試験センター
〒105-0001
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル
TEL: 03-3436-6106